

SSKP 脊損ニュース

地方版 脊損ちば

発行

全国脊髄損傷者連合会

千葉県支部

〒285-0831 佐倉市染井野 5-42-7

電話 050-3634-7257

第117号

2015年6月

ホームページアドレス = <http://www.normanet.ne.jp/~ww101938/>

メールアドレス = sijchiba.hide.iioaka@gmail.com



平成27年度千葉県支部定期総会 於: 市原市三和保健福祉センター 2015. 4. 5

<脊損ちばNo.117 目次>

- | | |
|--|---|
| ・支部長就任のご挨拶 飯岡秀之 P2 | ・子育て日記 vol⑮ 露崎耕平 P18~P19 |
| ・平成27年度/千葉県支部定期総会議事録 P3~P4 | シンマイ父さんが行く×② ~九州編~前編 |
| ・平成27年度/第1回定例役員会議事録 P4~P5 | ・平成27年度/身障者用無料点検 P20 |
| ・平成26年度/千葉県支部ピアサポート活動の報告 P5~P7 | ・『My Style』 vol⑮ 進藤加代子 P21 |
| ・平成27年度/千葉県支部ピアサポート活動の報告 P7~P8 | ・Happy♥ランチ会のご案内~笑飯(わらいめし)4~ P22 |
| ・障害者福祉制度関連の用語集 P8~P17 | ・ピアサポート実施について P23 |

支部長就任のご挨拶

千葉県支部長 飯岡 秀之



飯岡 秀之

今年は例年になく早い時期に台風が接近し、5月だというのに7月並みの暑さが続くなど天候が不順ですが、千葉県支部会員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。私は、今年度から支部長を務めさせて頂くことになりました飯岡秀之と申します。

前支部長の石井氏におかれましては、10年間という長きに渡り千葉県支部の顔としてご尽力いただいたこと、全支部会員を代表して感謝申し上げます。と同時に、石井氏が粉骨砕身され、ここまで成長した千葉県をお引き受けするのは、身の引き締まる思いが致します。若輩者ではありますが、支部発展のために役員一同頑張っていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い致します。

さてここで少し自己紹介をさせていただきます。私は、平成6年に大学の仲間との旅行先のオース

トラリアでプールの飛び込み事故により頸髄を損傷しました。3年間の入院・職リハを経て自宅に戻り、海浜幕張駅近くのIT関連の企業に就職、現在に至っております。会社では総務人事部という部署に在籍し、人事業務を担当していますが、中間管理職として日々奮闘しているところです。現在43歳と、「いいおっさん」なのですが、未だに独身という残念な生活を送っています。どなたか良い方がいらしたら、是非紹介をお願い致します。(笑) 車椅子で生活するようになってからは、ツインバスケやヨットなどのスポーツにも打ち込みましたが、仕事との両立に苦勞し、今は仕事一本に絞っています。(笑)

全脊連に入会したのは、石井氏が支部長になられた平成17年で、翌年から情報担当や相談支援の役員を務めさせて頂き、平成20年6月には千葉県での全国総会も経験させて頂きました。2年前からは副支部長として、支部長を補佐する傍ら、ピアサポートやカラオケ交流会の責任者として支部活動を進めてまいりました。

今後の千葉県支部については、今年度の役員組織を見て頂きますと分かる方もいらっしゃるかもしれませんが、14人中9人が30代、40代と若返りが図られています。若い感性とアグレッシブさを前面に出して、支部運営に取り組んでいきたいと思っております。具体的には「これまで2回開催した「みんなの音楽会」をもう少し発展させた形で、一般の方にも全脊連の存在を広くアピールしていきたいと考えています。ピアサポートについても当支部単独で開催し、多くの方々の疑問や心配事などに少しでもお役にたきたいと考えています。また、女性に特化した、女性の興味がある美や食といったテーマを取り上げたイベントも検討して

いきたいと思っております。イベント以外にも身障者駐車場マナー啓発活動や、県などへの要請提出その他福祉の向上に向けた活動をこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存です。

昨年より本部が公益社団法人になり、当支部も公益社団法人を目指すか否かは今後きちんと議論していく必要があります。その結果がどちらになるうとも、また違う形を目指すことになろうとも、脊髄損傷者のための団体であることは変わりませんが、賛助会員やボランティアといった形で多くの一般の方を巻き込んだ団体に発展していく必要があると考えています。

多くの方々のご尽力によってここまで発展してきた全脊連として千葉県支部ですが、近年は会員の減少が著しく、とても深刻な状況です。せっかくここまで発展してきた全脊連を無くしてしまうのは非常にもったいないことです。全国の中でも会員数トップレベルの千葉県支部から、本部や全国の支部に活力を送るのが私たち現役員の使命と考えています。千葉県の活動をもっとと活発にすることで、それを可能にしていけると思っております。支部会員の皆様には、イベント等の支部活動にご参加頂くだけでなく、ご意見等も頂戴できますと大変うれしき限りです。今後とも千葉県支部活動の活発化には是非ともご協力いただけますようお願い致します。

最後に、皆様のご健康とご多幸を祈念して私からの就任挨拶に代えさせて頂きます。

平成二十七年

千葉県支部定期総会議事録

平成二十七年四月五日(日)
原市三和保健福祉センター(サンハート)一階研修室

出席者：(アイウエオ順 敬称略) 14名

飯岡秀之、石井正彦、忍 司、金谷喜二郎、周郷哲、千葉均、露崎耕平、露崎真純、富田健一、中内貞夫、中澤恵子、畠山直久、深井瑞穂、若林武

委任状提出者 (アイウエオ順 敬称略) 55名

荒木太郎、飯沼勉、伊豆亮、磯部ゆい、伊藤功、伊藤満、太田貴子、太田学、岡本武二、小倉順子、小倉義人、甲斐洋一、加藤照雄、蕪野忠雄、兼弘輝臣、川島正美、川名もと子、木内完樹、久保田のぶ子、熊谷一義、小池好一、小島徳太郎、後藤昌三、小林宇助、齋正仁美、斉藤 茂、酒井正則、坂本富英、崎村洋介、佐久間久佳、佐藤 弘、篠塚 巖、進藤加代子、鈴木道子、染谷光司、高浦智也、高岡義雄、高橋成佐、高橋和禰、高橋友夫、宅石清四郎、知念洋、成田武志、行木進、平島満、平野博文、古川正利、松田利夫、三上功生、御郷昌亮、茂木文夫、山口清治、吉江健志、吉岡久一、吉野一夫

【議事内容】

1. 開会宣言：富田
開会宣言の後、亡くなられた会員への黙とうを行った。

2. 支部長あいさつ：石井
小雨降る中、総会へお集まりいただきありがとうございます。

私は平成17年度から支部長を10年間歴任させていただきましたが、飯岡新支部長にバトンタッチすることになりました。振り返ってみますと、ピアサポート活動と障害者駐車場の啓発活動を重点項目に上げ取り組んできましたが、皆様のご協力によりますますの成果をあげることができたと自負しております。特に千葉リハでのピアサポートの成果として、当時患者さんだった多くの方が入会され、今や支部役員として活躍しており安心して支部長という重責から降りることが出来ます。今後は役割分担を明確にして、支部長にあまり負担がかからないように協力しあつて無理のない活動を継続してほしいと思います。また、イベントに偏らないで、社会に対してどんな福祉を臨みたいのかを議論していただき、本部や県に要望を提出するなどの活動も大事かと思ひます。長い間ご協力ありがとうございました。

3. 議長選出
議長：露崎

4. 資格審査報告 報告者：若林
会員出席者14名、委任状55名、出席とみなす会員数69名、4月5日現在支部会員112名、会則第17条により総会を開催するには会員の1/3以上の出席(委任状を含める)と認められるので総会は成立とみなす。

5. 総会審査議事
【第1号議案】平成26年度活動報告
報告者：石井
① 毎月ピアサポート活動を実施してきた。
グループピアサポート活動：10回

個別ピアサポート活動：3回(吉岡氏2回、小島氏1回)
ロールモデル発表 : 2回(中澤氏、深井氏)
電話にてのピアサポート10回以上

② イベント活動について
グラウンドゴルフ大会、ハッピーランチ昼食会、ぶどう狩りバーベキュー昼食会、カラオケ交流会は予定通り盛況に実施できた。
③ ブロック会主催ピアマネジャー現任研修会について

千葉県支部担当で、12月7日にホテルポートプラザちばにて開催したが、懇親会は支部忘年会と兼ねて実施したので、参加者が多く盛り上がった。

【第2号議案】平成26年度会計報告
報告者：忍

平成26年度監査報告 報告者：中澤
【詳細は議案書または「脊損ちば116号」を参照】

【第3号議案】平成27年度事業計画
報告者：飯岡

- ① 第4回食事会の開催 7月中旬
 - ② 第23回バーベキュー昼食会の開催 9月
 - ③ 第3回みんなの音楽会の開催 10月ごろ
 - ④ 支部忘年会の開催 12月6日(日) ホテルポートプラザちばを予約済
 - ⑤ ピアサポート活動
 - ⑥ 身障者駐車場マナー啓発活動
 - ⑦ 役員会の開催 4/5 6/21 8/9 10/11 11/8
- 1/17 3/6
場所はいずれも原市三和保健福祉センター(サンハート)
- ⑧ 支部会報「脊損ちば」の定期発行 4回/年 (6、8、11、3月)

① 千葉県支部ホームページ内容の充実
 ② 他県支部及び他団体との交流
 ③ 要望活動の実施

④ 日石レオンとの燃料価格の契約継続
 毎月の契約価格をホームページに掲載する。
 ⑤ 脊髄関連及び障害者に関するアンケート調査
 モニター等への協力

〔第4号議案〕 平成27年度予算 報告者：忍
 〔詳細は議案書または「脊損ちば116号」を参照〕

〔第5号議案〕 役員組織見直しについて
 報告者：飯岡

■支 部 長：飯岡秀之
 ■副 支 部 長：露崎耕平 若林武
 ■財 務 務：忍 司

■広 報 報：千葉均 富田健一 荒木太郎
 ■相 談 支 援：吉岡久一 若林武 深井瑞穂
 ■企 画：飯岡秀之 露崎耕平

■情 報 通 信：千葉均
 ■労 災 遺 族 年 金：石井正彦
 ■女 子 会：進藤加代子 中澤恵子

■会 計 監 査：中澤恵子 畠山直久
 ■相 談 役：千葉均 金谷喜二郎
 ■中内貞夫氏(前財務)、周郷哲氏(前情報通信)、
 滝口仲秋氏(前相談役)は退任されました。
 お世話になりました。

〔第6号議案〕 その他の案件 報告者：飯岡
 (1) 第14回総会大阪府大会について
 6月5日(金)・6日(土)・7日(日)
 国際障害者交流センター(ビッグアイ)
 大阪府堺市

(2) 第38回関東甲信ブロック会議について
 埼玉県支部担当 日時、会場未定

(3) 関東甲信ブロックピアマネジャー現任研修会
 について
 長野県支部担当 11月14日(土)〜15日(日)、
 会場は未定
 ④ 意見・要望等
 なし

以上が採択されました。
 6 議長の解任 露崎
 7 閉会宣言：富田
 8 記念撮影

平成二十七年
第一回定例役員会議事録
 平成二十七年五月五日
 中野市三和保健福祉センター(サハート)二階研修室

出席者：(アイウエオ順 敬称略) 12名

飯岡秀之、石井正彦、忍 司、金谷喜二郎、千葉均、
 露崎耕平、露崎真純、
 富田健一、中澤恵子、畠山直久、深井瑞穂、若林武

【一般経過報告】

1. 千葉リハ関係

① 3月26日 深井氏ロールモデル
 「気軽に話を聞こう会」

参加者：深井、若林
 2. 会計監査の実施

3月20日 財務：忍
 監査：中澤、畠山氏が監査を実施

3. その他

① 入会者 3月入会：瀧尾雄一郎氏(市川市)
 退会者 3月退会：細谷連造氏(習志野市)、稲
 垣眞悦氏(佐倉市)、橋本次郎氏(市原市)、
 小黒孝雄氏(千葉市)、柴崎克男氏(鴨川市)、
 宮崎順一氏(市原市)、宮川英二氏(大網白里市)、
 滝口仲秋氏(御宿町)、矢野龍雄氏(千葉市)、
 高橋善治氏(千葉市)、秋本順一氏(横須賀市)

② Webアンケート(3月24日まで)
 コロプラストの間欠導尿カテーテルについてのア
 ンケート協力(Webにて所要時間約20分)

回答協力者には
 謝金として1,000円のJCB券が郵送
 各支部で10名以上の回答者の協力があつた場合
 は、

10名以上で人数分×1000円の謝金が支部に
 協力事務費として入金
 ③ エネオスASSOCカード契約価格

3月
 ◎ハイオク1140.0円/リットル
 ◎レギュラー1129.0円/リットル
 ◎軽油1110.0円/リットル

【本部報告事項】
 1. 第14回総会大阪府大会について
 日時：平成27年6月6日(土) 代表者会議開
 会場：交際障害者交流センター(ビッグアイ)大
 阪府堺市南区茶山台1-8-1

支部からの参加者↓露崎夫妻(お子さん2名含
 む)：6/6、若林(介助者1名含む)：6/5、6/7
 ※露崎夫妻のお子さんの費用をタビックスジヤ
 パンに要確認(担当：飯岡)

申し込み期限：4月25日 (担当：飯岡)
 参加費及び拠出金(1万円)

振込み期限：4月30日(担当：志) 感謝状贈呈者の推薦：石井前支部長

【今後の支部活動予定及び審議事項】

1. 会報117号を発行について

① 原稿作成担当

・平成27年度定期総会報告：石井

・平成27年度第1回役員会議事録：飯岡

・千葉リハピアサポート活動報告：千葉

・支部ピアサポートのお知らせ：千葉

・My Style vol. 16：進藤

・子育て日記〜シンマイ父さんが行く×2 vol. 15：露崎

・「スマイルチエアプロジェクト」：深井

・食事会の案内：中澤

② 原稿の案内：中澤

③ 原稿の案内：中澤

終了印刷依頼 会報納品6/20 編集

編集終了後、メールにて直接印刷所に送る：千葉

印刷所からの納品先：千葉

2. ピアサポートについて

4月：4月24日(木)：テーマ「家屋について」

参加者：若林、深井

5月：5月22日(木)：テーマ未定

参加者：若林、深井、中澤

千葉リハでのボランティア受け入れについて、受

入れ規則の改正

↓「ボランティア申込書(第1号様式)」の1人1

枚提出が必要

↓支部役員11名が記載済(残りも郵送にて記載

を依頼する)であり、4月中に千葉リハ提出

※ピアサポート助成金の振込先を千葉興銀からゆ

うちよ銀行に変更可能か本部に確認(担当：飯岡)

3. 食事会について

日時：7月26日(日) 予定

場所：オークラ千葉ホテル予定 女子会の進藤氏と中澤氏が会場や食事内容等詳細

を決定後、飯岡まで連絡

4. その他

① スマイルチエアプロジェクト

深井氏が作成したスマイルチエアステッカーが全

国に広まっており、支部でもそれを応援

方法：まずは、6月の会報に掲載(紹介文は深井

氏が作成)

② 4月26日(日)「深井会」開催

深井氏宅にて食事(ピザ、蕎麦等)をしながら、

蕎麦打ち、腹話術師、ギター演奏、三線演奏等盛

りだくさんのお楽しみ会を開催

参加予定者：中澤、露崎夫妻、畠山、飯岡

③ 次回役員 平成27年6月21日(日)

AM 10時〜サンハート 2Fボランティアルーム

会議前に脊損ちば117号の発送準備を行う。

支部からのお知らせ

◎新入会の紹介

会員 No. 291 兼広輝臣様 (我孫子市)

会員 No. 292 瀧尾雄一郎様 (市川市)

◎5月エネオス価格(税込み)

ハイオク 143円

レギュラー 132円

軽油 110円

◎寄付をいただいた方

明比勅様 酒井正則様 中内貞夫様

◎はがき・切手寄贈者

中内貞夫様 石井正彦様 飯岡秀之様

自賠責運用益拠出事業(損害保険協会助成) 平成26年度千葉県支部

ピアサポート活動の報告

■テーマ 自動車での移動について

■2015年2月26日(木) 3Cテイルム

■参加者 A様、B様、C様、D様、E様、

F様、G様、H様、I様

■全脊連 進藤様、若林様

■スタッフ SW山崎、会澤、PT三橋、

PST斯波、小菅

■内容 自動車での移動について話を聞き、

適宜質問

今回は、自動車での移動というテーマで行いま

した。スタッフ山崎さんに、頸損・胸腰痛と左腕の

た。「という体験談も聞かれ、「尿意ではなく別のサインで排尿を知らせているタイプ。そういうサインを参考にトイレに行く」という人もいるが、血圧が上がりますのはよくないのでも、できれば汗をかく前に行いた方がいい。」とスタッフからお話ししました。また、実際に外出する際は予め目的地を決めて、そこに利用できるトイレがあるかどうか確認してから行くことも大切です。続いて「自動車に関する情報」について伝えてもらいました。

具体的には、介助者の運転で乗る福祉車両の種類・手帳のメリット・運転の装備、駐車場対策などです。福祉車両には、後ろから入ロープで車いすのまま入れる車や、助手席が回転してそこに乗るタイプの等があります。こうした車の購入やオプション追加の前には、各種手続きを忘れずに行うことが肝心だそうです。障害者手帳によって利用できるサービスがあり、福祉車両として販売されている車は消費税がかかりませんが、手帳を利用することで更に減税となったり、助成が受けられるものもあるそうです。例えば今ある車に手動装置を付ける場合、10万円の助成金ができます。役所での手続きを先にしないといけないので、忘れずに行いましょう。(運転席に移った後に、車椅子を自動で車の上に取り納っていく装置もオプションであります。助成金は出す50〜60万負担になります。) 運転に際しては、自分で運転する場合は免許センターに行き、適性検査を受ける必要があります。実車教習を4時間程度受けられる教習所もあるので、心配な方は実際に運転する前に練習してみるのがよいかもしれません。運転中はバックアップを意識的に行ったり、バックアップを使って標榜対策をするのも大切です。

また、車でいざ外出するに困るのは駐車場のこと。大きな施設にはありますが、ごじんまりしたレストランなどは十分な駐車スペースがない…。そんな時は「歩行困難者使用中心」というカードを警察で発行してもらって、駐車券をきられず車が停めておけます。ただし、期限は3年間、更新のお知らせなどはこないで、自分で忘れないように覚えておく必要があります。

患者さんから「痙性や痺れもあり、突然足がバーンと動いてアクセル等を踏んでしまわないか心配」も使っているとのことの相談がありました。だが、「踏み込み防止の板をつけられる。ペダル位置を変えられたり、ボタンで操作するものもあつたり、最近では様々な機械が出てきている。自分の状態だったら、どんな装置があれば運転可能になるのかを主治医とよく相談してみよう」とアドバイスがありました。

退院後の生活において重要な、自動車での移動。今回お伝えした外出の注意点や自動車に関する諸情報を元に、ご家族や関係者と相談して頂けると良いのではないかと感じました。ご参加頂いた皆様、ありがとうございました。

- テーマ ロールモデル
- 2015年3月26日3Cのダイルム
- 参加者 A様、B様、C様、D様
- 全脊連 深井様(ロールモデル)、若林様
- スタッフ 会澤、上野、斯波、小菅
- 内容 深井さんにお話をうかがい、適宜質問

今回はロールモデルとして、以前当センターに入院されていた深井さんについて頂きました。

最初に自己紹介をしてから、入院中に感じていたこと、退院後の過ごし方そして現在の生活について、非常にフランクな雰囲気でお話しいただき、あついな時間経過が過ぎました。

深井さんは、交通事故で2009年に千葉リハに入院され、1年間入院されていました。当初は3〜4ヶ月で退院と言われていたのに、標榜などもあり期間が伸びてしまったそうです。後から入院してきた患者さんが先に退院していくなど寂しい思いもしたけれど、長くいた分、病院スタッフとも仲良くなれたと仰っていました。ただし入院中は、フラでお話に来る脊損連合会のメンバーさんに対して「あなたたちは社会に出るし違うんだよね…」と温度差を感じていたそうです。また、車いすの自分の姿を見られるというのがとても怖い、それまでは元気に生きてきたのに…ショックで、本心で外に出られるのかな…と随分不安に思っていたとのこと。

退院してもしばらくは外との繋がりがなく、TVと新聞がお友達状態。ベッドに1日寝ていることが多かったそうです。現在のよう活動できるようになったのは、家族に色々なことに連れて行ってもらったり、旅行などを体験したことが大きく関係しているとおっしゃっていました。訪問看護を受けて体のケア方法が安定すると、徐々に外出に対する不安も減り、家族以外の人とのつながりを広げたとのこと。車いすでこんなことも出来るじゃん」としてもアクティブに過ごせるようになったとお話されています。現在の過ごし方は、水泳をしたり釣りをしたり、車いすマークを親しみやすくデザインしてステッカーにするなど創作活動にも取り組まれています。色々な企業に協賛してもらっている、車椅子を釣りに行くという

イベントの企画も行っていました。「障害者になつたからといって、性格は変わらない。元々暗い人は暗いし、明るい人は明るい。障害者でも障害者でも一度の人生なので、明るく楽しく生きてほしい。笑って生きてほしい。どんどんチャリンとする気持ちでほしいのはどんな人にも必要。新しい気持ちで思うような人は変われない。」と話すがとても印象的でした。

入院患者さんとのやりとりでは、旅行について、自動車運転について、性の話、口の中の体調管理のことなど多岐に渡る話題が出ていました。テーマを絞って行く普段のリアサポートとは違い、お一人の方の生き方のものを見せて頂けるので、単に情報を得るだけでなく感銘を受けるような回になったのではないかと思います。最後に、入院患者さんの感想をご紹介します。「口の話聞いて、何かに興味や関心を持つたり、幸せになる権利は誰にでもあると思うから、やりたいことをやっていきたいと思った。人それぞれで目標とか思い描いてることは違う。実現したいと思って動いていたことが、車いすになっちゃって大変ではあるけれど、諦めたり終わらだから、多少大変でもやってみようかなと思ってる。」

深井さん、「参加いただいた皆様、どうもありがとうございました。」

自賠責運用益拠出事業（損害保険協会助成）
平成27年度千葉県支部

リアサポート活動の報告

■テーマ 家屋について

■2015年4月23日3Cテイルム

■参加者 A様、B様、C様、D様、E様、
F様、G様、H様

■全脊連 若林様、深井様

■スタッフ 山崎、SW会沢、PST斯波、小菅

■内容 家屋について話を聞き、適宜質問

今回は、「家に帰る前に知っておきたいこと」を扱いました。退院してからの生活を見据え、皆様真剣に話を聞いていらっしゃいました。

まず、玄関についてのお話です。スロープや昇降機をつける方法がありますが、昇降機は値段が高い（介護保険サービスを使える方はレンタル、それ以外の方は自費で50万程度かかる）、停電時に困るというデメリットもあるようなので慎重な検討が必要となります。連立会の方はお二人共スロープをご使用ですが、アパートでも大家さんに相談したら工事ができたようでした。各種ドアは、引き戸の方が開けやすいようです。間口が広げられない家には、引き込み戸というものもあるようですが、お値段はやや高め（13万程度）です。

次に、生活動線についてのお話です。家の中ではとにかく車いすで快適に過ごせる環境を設定することが大切です。自分がどこまで動けるのか、入院中に担当OTやOTとよく相談しておくことが良いようです。家の床材は、畳だと車いすで走ると傷んでしまうので、フローリングの方がオススメントのことでした。お風呂については、洗い場と浴槽の段差を少なくするためにすのこを敷く案があり、連立会の方もそのように工夫されています。ただし、石鹸がついてしまい掃除が大変で結局改

修したという話もあり、同様の手段を考えていた患者さんも参考になったようでした。フラットなお風呂場の場合は、シャワーチェアが入り、バスボードを使って浴槽に入るといった案もありました。他にも、組み立て式のすのこ、機械に座つてそのまま浴槽に沈むタイプ、リフターを使う、訪問入浴を利用するといった手段があるそうです。手すりをつける等の案もありますが、自分の使いやすい部分になると結局は無駄になってしまうので、PT・OTとよく検討した方が良さそうです。湯船につかることもくみや血行などがよくなり、リラックス効果もあるため、できればシャワーで済ませずに浴槽に入れるよう工夫したいですね。

トイレについてのお話もありました。家具や発泡スチロールを積んで、物や手を置く場所を確保している例、座面にクッションを置いて高さを調整した例もあります。トイレが狭く車いすで奥まで入れなかつたので、便座まで移動するための手すりをつけましたが、車いすの幅を狭くしたところそのまま入れるようになり、今は手すりは要らなくなりました。連立会の方の体験談もありました。

さて、色々な改修をする際には、「とにかく事前の確認が大切になります。介護保険とこれらに使えるのか、手帳のサービスは前年度の課税状況が関係し、自分は対象になるのか等、細かい基準があるようなので、担当のワーカーにしっかりと確認しましょう。市町村の担当者にも「自分は何が使えるんですか？」と聞いて提示してもらっても良いと思います。

続いて、日々の生活のためには質の良い睡眠が大切である、というお話がありました。脊損患者さんは、痛みや痙攣、夜間のトイレのために熟睡

しいらう方も多かったため、どうしたら自分が気持ちよく寝られるのか、入院中から試行錯誤すると良い方法です(例えば寝返りがうまくできるグッズ、毛布の厚さ、クッションなど)。連立会の方からは「家じゃないから熟睡は難しいかもね。家にかえって実際に寝てみて、自分で段々いい状況をつくっていかないといいかな」という意見もありました。退院する前に確認(自分の状態)どの程度動けるか、トイレや浴槽の適切な高さなどしたり、退院後も市町村と連絡をとったり・・・やるべきことがいくつもあり大変ですが、1つずつ確実に進めていくことが快適な生活につながるのではないかと感じました。ご参加頂いた皆様ありがとうございました。

- テーマ 自動車の移動について
 - 期 日2015年 5月28日3Cテイルム
 - 参加者 A様 B様 C様 D様
 - 全着連 深井様 若林様 中澤様
 - スタッフ 山崎、SW会澤/上野
 - PT 佐藤、PST斯波/小菅、Nrs 佐藤
- 内容 自動車での移動についての情報提供、実際の車両を見学する。

《車に乗って運転したい》
今回、自動車の移動というテーマを行いました。スタッフ山崎さんに、頸損・胸腰痛どちらの方にも共通するポイントとして「車に乗る前に知っておきたい10のポイント」をまとめた冊子があり、それに沿って連立会の方に体験談や留意点をお話して頂きました。後半には、実際に連立会の方が運転されている車を外に見に行き、トランスの方法や手動装置について見せて頂きました。

まずは「カーン」に関する不安について身近な話

題からスタートしました。入院中に自分の排泄の基本リズム(何をどれくらい飲んだらどうなるか、気温の変化でどう変わるか等)をつかむことが大切で、今までは体がサインを出していたけれど、今は後は頭で計画的に考えていくことになる、ということでした。連立会の方からは「車の中で出してしまうなど、失敗もした。」「最初は落ち込んだよ。」「でも慣れるから大丈夫。」「等のお言葉を頂きました。また、バルーンカーニバルをつける。男性ではインケアナバッグをつけて腹圧を出す等、様々な対応法があることも教えて頂きました。実際に外出する際は予め目的地を決めて、そこに利用できるトイレがあるかどうか確認してから行ったり、車の中に着替えを用意しておくとか安心です。患者さんから「コンビ」のトイレは、という質問がありました。新店舗は狭いけれど入れるトイレがある、そうです。大きなスーパーやショッピングモールには必ずあります。

続いて「自動車に関する情報」について伝えてもらいました。介助者の運転で乗る福祉車両の種類・手帳のメリット・運転の装置・駐車場対策などです。福祉車両には、後ろからスロープで車いすのまま入る車や、助手席が回転してそこに移乗するタイプ等があります。障害者手帳によって利用できるサービスとして、自動車税の減税や、福祉車両として販売される車は消費税がかからないことなどがありません。また今ある車に手動装置を付ける場合、最大10万円の助成金(前年度の収入に占めるので役所で要確認)が出ますが、手続を先にしないといけないので、忘れずに行いましょう。手動装置はAT車であればほとんどの車(外車や古車)につけることが可能で、他にも本人に合わせて色々なタイプのサポート品がある

ることです(運転席に移った後、車いすを自動で車上に収納して入れられる装置もあります。が、こちらは助成金なしで50万~100万負担だそうです)。その他にも「ETC割引(登録した車は高速道路料金半額)」「や」「駐車禁止除外車証(道路交法でNGな部分以外は駐車禁止場所でも停車可)」「警察署にて申請」があるので、必要に応じて活用しましょう。車いす用の駐車場がないスーパーなどの対策としては、出来るだけ端に停めてドア開放のスペースを確保するといった工夫が聞かれました。

また、実際に運転する前には、免許センターに行って適性検査(トランスハンドル操作など)を見てもらう必要があること、運転中の工夫としてフットブレーキやクッションを活用して褥瘡対策をすること等のお話がありました。

最後に、参加された皆様と連立会の方のお車を見に行きました。手動装置を触らせて頂いたり、車椅子の積み込み方法を身近で見せて頂き、皆様熱心に見学していらっしゃいました。実際に見せて頂いたことで、退院後の生活について具体的なイメージが持てたのではないかと思います。ご参加頂いた皆様、ありがとうございました。

障害者福祉制度関連の用語集

- ◎ICF (アイシーエフ)
↓国際生活機能分類
- ◎アスペルガー症候群 (アスペルガーシウウコウガン)
発達障害の一種で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

○アセスメント(アセスメント)

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だつて行われる一連の手続のことをいう。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

○育成医療(イクセイイリヨウ)

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行に伴い、2006(平成18)年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

○意思疎通支援事業(イシソツウシエンジギョウ)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

○移動支援(イドウシエン)

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

○医療観察法(イリヨウカンサツホウ)

↓心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

○医療保護入院(イリヨウホゴニユウイン)

精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない人に対して、本人の同意が

なくても、精神保健指定医の診察と保護者の同意を得て入院・保護すること。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

○NPO法(エヌピーオーホウ)

↓特定非営利活動促進法

○NPO法人(エヌピーオーホウジン)

↓特定非営利活動法人

○ALS(エールエルエス)

↓筋萎縮性側索硬化症

○介助犬(カイジヨケン)

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

○ガイドヘルパー(ガイドヘルパー)

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

○基幹相談支援センター(キカソウダンシエンセンター)

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012(平成24)年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に關

わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

○基本相談支援(キホンソウダンシエン)

地域の障害者・児の福祉に関する問題について、障害者・児、障害児の保護者または障害者・児の介護を行う者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与することをいい、障害者総合支援法に規定されている。

○QOL(キューオーエル)

↓生活の質

強度行動障害(キョウドコウドウシヨウガイ) 激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

○グループホーム(グループホーム)

認知症高齢者や障害者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

○ケアホーム(ケアホーム)

2014(平成26)年から、ケアホーム(共同生活介護)はグループホーム(共同生活援助)に統合されています。

○計画相談支援(ケイカクソウダンシエン)

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことをいう。

○継続サービス利用支援(ケイソクサービスリヨウシエン)

障害者総合支援法において、継続して障害福祉サ

サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

権利擁護（ケンリヨウゴ）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。（→アドボカシー）

◎高次脳機能障害（コウジノウキノウシヨウガイ）
外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

◎更生医療（コウセイイリヨウ）

身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006（平成18）年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。

◎更生相談所（コウセイソウダンシヨ）

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県が設置する障害者の更生援護に関する専門的相談・判定機関。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所がこれに当たる。なお、指定都市については任意に設置できるともされている。

◎高齢者 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（コウレイシヤシヨウガイシヤトウノイドウトウノエンカツカソクシンニカンスルホウリツ）
高齢者や障害者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障害者等が移動等を行うようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。

◎国際生活機能分類（コクサイセイカツキノウブンルイ）
1980年にまとめられた「WHO国際障害分類（ICIDH）」からほぼ20年近く経過し、ICIDHが各国で利用されるにつれ問題点も指摘され、国際的な検討作業の結果、2001年5月に国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF）がWHO総会において採択された。ICFは健康状態、心身機能・身体構造、活動、参加、背景因子（環境因子と個人因子）の双方向の関係概念として整理され、これまでの否定的・マイナスの表現から、中立的・肯定的な表現に変更された。（→ICF）

◎サービス管理責任者（サービスカンリセキニンシヤ）
障害福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。具体的には、利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供の

プロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。◎サービス提供責任者（サービステイキヨウセキニンシヤ）
居宅介護（ホームヘルプサービス）事業所の柱となる役割。利用者宅に向き、サービス利用についての契約のほか、アセスメントを行い必要な居宅介護計画の内容についての話し合いなどを行う。また、実際のサービス内容に関して、ホームヘルパーへの指導・助言・能力開発等の業務も行う。

◎サービス等利用計画（サービストウリヨウケイカク）
障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスとの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

◎サービス利用支援（サービスリヨウシエン）
障害者総合支援法において、障害者の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成し、支給決定等が行われた後に当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいう。

◎支援費制度（シエンヒセイド）
障害者自らが、サービスを提供する指定事業者や施設を選び、直接契約を結んでサービスを利用する仕組み。サービスを利用した場合、障害の種類や居宅・施設の区分に応じた「支援費」が支給されたことから、このように呼ばれた。2003（平成15）年度から身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に導入されたが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）による新しい障害保健福祉サービスの形成により、2006（平成

18) 年度に廃止された。

◎施設入所支援(シセツニユウシヨシエン)

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◎肢体不自由(シタイフジユウ)

身体障害の一つで、四肢(上肢・下肢)や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

◎市民後見人(シミンコウケンニン)

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

◎社会福祉協議会(シヤカイフクシキョウギカイ)

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

◎社会福祉法人(シヤカイフクシホウジン)

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

◎障害基礎年金(シヨウガイキソネンキン)

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級と2級に分かれている。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が20歳未満である障害については、20歳になった日から支給される。

◎障害厚生年金(シヨウガイコウセイネンキン)

厚生年金から支給される公的年金の一つ。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級の障害者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

◎障害支援区分(シヨウガイシエンクブン)

市区町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年(障害者支援区分の施行後2年)を目途に検討することとされています。

標準的な支援の度合を総合的に示す区分。なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年(障害者支援区分の施行後2年)を目途に検討することとされています。

◎障害者介護給付費等不服審査会(シヨウガイシヤカイゴキユウフヒトウフクシンサカイ)

障害者総合支援法の規定に基づき、審査請求の事件を取り扱う専門機関。都道府県知事が設置する。市区町村の介護給付費等に係る処分に関して不服がある場合、障害者または障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求を行うことができる。2012(平成24)年4月より、地域相談支援給付費等に係る審査請求も行うことができる。

◎障害者基本法(シヨウガイシヤキホンポウ)

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

◎障害者虐待(シヨウガイシヤキヤクタイ)

障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、2011(平成23)年に「障害者虐待の

防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（シヨウガイシャギヤクタイノボウシシヨウガイシャノヨウゴシヤニタイスルシエントウニカンスルホワリツ）

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であることから、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。通称「障害者虐待防止法」。

◎障害者ケアマネジメント（シヨウガイシャケアマネジメント）

障害のある人は地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけでなく、障害のある人のエンパワメントの視点から福祉・保健・医療・教育・就労等のさまざまなサービスを提供する必要がある。障害者ケアマネジメントはこのような観点から、どのような人生を送りたいかを本人とケアマネジャー（相談支援専門員）が十分に話し合い、サービス等利用計画を作成して、総合的なサービスを提供する手法。

◎障害者雇用促進法（シヨウガイシャコヨウソクシンホウ）

↓障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者雇用率（シヨウガイシャコヨウリツ）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合（法定雇用率ともいふ）。2013（平成25）年4月1日からは、民間企業では0.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

◎障害者支援施設（シヨウガイシャシエンシセツ）

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、従来、身体障害者福祉法等の障害福祉関係の各法により設置運営されていた施設が一元化されたもの（ただし、障害児施設に関しては、児童福祉法に設置根拠がある）。

◎障害者就業・生活支援センター（シヨウガイシャシユウギョウセイイカツシエンセンター）

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

◎障害者職業センター（シヨウガイシャシヨクギョウセンター）

障害者の職業生活における自立を促進するための施設で、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3種類がある。

◎障害者総合支援法（シヨウガイシャソウゴウシ

エンホウ）

↓障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

◎障害者の権利に関する条約（シヨウガイシャノケンリニカンスルジヨウヤク）

障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成18）年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は2007（平成19）年9月28日に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

◎障害者の雇用の促進等に関する法律（シヨウガイシャノコヨウソクシントウニカンスルホワリツ）

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（シヨウガイシャノニテシヨウセイイカツオヨビシヤカイセイイカツソウゴウテキニシエンズルタメノホワリツ）

障害者自立支援法に代わって、2013（平成25）年4月1日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しが行われた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

◎障害程度区分（シヨウガイテイドクブン）

2014(平成26)年から、「障害支援区分」へと改称され、内容も見直されています。

◎障害福祉計画(シヨウガイフクシケイカク)
障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

◎職業リハビリテーション(シヨクギョウリハビリテーション)
障害者等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門技術の領域をいう。具体的には、障害者職業センター、障害者職業能力開発校等において行われる。

◎心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(シンシンソウシツトウノジョウタイデジュウダイナタガイコウイヲオコナツタモノノイリヨウオヨビカンサツトウニカンスルホワリツ)
精神障害のために善悪の区別がつかないなど刑事責任を問えない状態(心神喪失または心神耗弱の状態)で、殺人、放火などの重大な他害行為を行った人に対して、必要な観察・指導を行うことにより、その病状の改善と再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的とした法律。「医療観察法」とも呼ばれる。

◎身体障害(シントアイシヨウガイ)
身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視

覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしやく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の五つに分類されている。

◎身体障害者更生相談所(シントアイシヨウガイシヤコウセイソウダンジョ)
身体障害者に対する各種相談・指導、判定などを行う機関。身体障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、補装具・更生医療の給付等に伴う医学的・心理学的・職能的判定などを行っている。

◎身体障害者手帳(シントアイシヨウガイシヤテチヨウ)
身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

◎身体障害者福祉司(シントアイシヨウガイシヤフクシシ)
身体障害者更生相談所などに置かれる職員で、身体障害者に関する相談・指導のうち専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

◎身体障害者福祉法(シントアイシヨウガイシヤフクシホウ)
身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。この法律では、具体的な更生支援として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障害福祉サービスの提供などを定めている。

◎児童デイサービス(ジドウデイサービス)
障害児につき、知的障害児施設や肢体不自由児施設等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行うサービス。療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童を対象とし、障害者自立支援法の介護給付に分類されていた。障害者自立支援法・児童福祉法の改正により、2012(平成24)年4月より児童福祉法の障害児通所支援へと改正・総合された。

◎重症心身障害者(ジュウシヨウシンシンシヨウガイシヤ)
重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。

◎ジョブコーチ(ジョブコーチ)
障害者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

◎自立訓練(ジリツクンレン)
障害者総合支援法においては、訓練等給付の対象として行われる必要な訓練を指す。日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な訓練が行われる。自立支援給付の対象とされる。身体障害者を対象とする「機能訓練」と知的障害者及び精神障害者を対象とする「生活訓練」に分かれる。

◎自立支援協議会(ジリツシエンキョウギカイ)
障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単

独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

◎生活支援員（セイカツシエンイン）

障害福祉サービス事業所に置かれる職員で、相談援助、入退所の手続き、連絡調整などを行う。

◎生活の質（セイカツノシツ）

一般的な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようということ。この理念は、医療、福祉、工学その他の諸科学が、自らの科学上・技術上の問題の見直しをする契機になった。社会福祉および介護従事者の「生活の場」での援助も、生活を整えることで暮らしの質をよりよいものにするという生活の質の視点をもつことにより、よりよい援助を求めることができる。QOLとも呼ばれる。

◎精神障害（セイシンシヨウガイ）

統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

◎精神障害者保健福祉手帳（セイシンシヨウガイシヤホケンフクシテテヨウ）

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。

手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

◎全国社会福祉協議会（ゼンコクシヤカイフクシキョウギカイ）

社会福祉協議会の全国組織。社会福祉法における「社会福祉協議会連合会」にあたる。国の機関（厚生労働省等）との協議、各社会福祉協議会との連絡・調整、福祉に関する調査・研究、出版等の活動を行っている。一般的には、「全社協」の略称で呼ばれる場合が多い。

◎相談支援（ソウダンシエン）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

◎相談支援専門員（ソウダンシエンセンモンイン）

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者という。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

◎措置入院（ソチニユウイン）

精神障害により本人に切迫した自傷他害のおそれがある場合に、精神保健指定医の診察のもとで、本人の意思に関わらず入院・保護すること。2名以上の精神保健指定医の診察の結果、入院させなければ自傷他害行為のおそれがあると一致した場合に入院させることができる。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

◎ソーシャルワーカー（ソーシャルワーカー）

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

◎知的障害（チキシヨウガイ）

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

◎地域移行支援（チイキヨウシエン）

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

◎地域活動支援センター（チイキカッドウシエンセンター）

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

◎地域相談支援（チイキソウダンシエン）

障害者総合支援法において、地域移行支援及び地域定着支援のことをいう。

◎地域相談支援給付費（チイキソウダンシエンキユウヒ）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から支給されることとなった自立支援給付の一つ。地域相談支援給付費の支給決定を受けた障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県

知事が指定する指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときに、それに要した費用が市区町村から支給される。

◎地域定着支援（チイキテイチャクシエン）
障害者総合支援法において、居室において単身生活を営む障害者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することを行う。

◎地域福祉計画（チイキフクシケイカク）
地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

◎知的障害者更生相談所（チテキシヨウガイシャコウセイソウダンシヨ）
知的障害者に対する各種の相談・指導などを行う機関。知的障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、18歳以上の知的障害者の医学的・心理学的・職能的判定などを行っている。

◎知的障害者福祉司（チテキシヨウガイシャフクシシ）
知的障害者更生相談所に置かれる職員で、知的障害者に関する相談・指導のうち、専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

◎聴導犬（チヨウドウケン）
耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

◎特定疾患（トクテイシツカン）

厚生労働省が難病対策のための研究事業等において対象としている疾患。特定疾患治療研究事業では、原因の究明および治療方法確立等のための研究を行う医療機関に対し研究費の補助を行って研究を進めている。また、対象患者については医療費の自己負担分が補助される。現在スモン、ペーチェット病など56の疾患が対象となっている。

◎特定非営利活動法人（トクテイヒエイリカツドウホウジン）
ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

◎特別支援学級（トクベツシエンガクキウ）
学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

◎特別支援学校（トクベツシエンガクコウ）
学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置

される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれないことなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

◎特別支援教育（トクベツシエンキョウイク）
障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。

具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

◎特別障害者手当（トクベツシヨウガイシャテアテ）
20歳以上で著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とする人に対して支給される手当。本人や扶養義務者等の前年の所得が一定以上ある場合は、支給制限がある。
特別児童扶養手当（トクベツシヨウフヨウテアテ）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき障害児の父母が当該児童を監護するとき、または

当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母または養育者に支給され手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障害児であり、障害の程度により、1級および2級に区分されている。手当額は障害の程度（1級、2級）に応じた額となっており、支給資格者の前年の所得が一定以上の場合は支給制限がある。

◎難病（ナンビョウ）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた（2013（平成25）4月1日施行）。

◎任意入院（ニンイニユウイン）

精神保健福祉法による入院形態の一つで、精神障害者本人の同意に基づく入院をいう。人権擁護の観点からも、医療を円滑かつ効果的に行うということからも、精神保健福祉法では本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないとされている。退院についても、原則として本人の意思による。

◎認定調査（ニンテイチャウサ）

障害者総合支援法における障害程度区分を判定するために行う調査。市区町村の認定調査員等が、申請のあった本人・保護者等と面接をし、調査項目等について調査する。

◎ノーマライゼーション（ノーマライゼーション）
障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

◎発達障害（ハッタツシヨウガイ）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

◎発達障害者支援法（ハッタツシヨウガイシヤシエンホウ）

発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障害を、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、発達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

◎バリアフリー（バリアフリー）

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的などさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

◎バリアフリー法（バリアフリーホウ）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律

◎PSW（ピーエスタブリユ）

↓精神保健福祉士

◎福祉ホーム（フクシホーム）

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭において生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室等を提供して、日常生活に必要な支援を行う施設。

◎盲学校（モウガッコウ）

盲者（強度の弱視者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「盲学校」の名称であることも多い。

◎盲導犬（モウドウケン）

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

◎養護学校（ヨウゴガッコウ）

知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「養護学校」の名称で

あることも多い。

◎理学療法（リガクリヨウホウ）

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。整形外科的手術、矯正または固定ギプス包帯法等といった整形外科的治療とは区別される。理学療法は、運動療法や日常生活活動訓練が主に用いられるが、温熱、電気刺激等を加える物理療法についても、血液循環をよくしたり、疼痛を和らげるために用いられることが多い。

◎理学療法士（リガクリヨウホウシ）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者。理学療法士の活躍する領域は、病院や診療所、リハビリテーションセンターなどの医療関連施設のほか、介護老人保健施設、障害者支援施設、スポーツセンターなど、医療、保健、福祉、スポーツ分野の広範囲にわたっている。

◎リハビリテーション（リハビリテーション）

心身に障害のある者の全人的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

◎療育手帳（リヨウイクテチヨウ）

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自自治体によって異なる。

◎利用者負担（リヨウシヤフタン）

福祉サービスなどを利用した際に、サービスに要

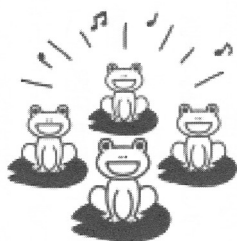
した費用のうち、利用者が支払う負担分。介護保険法においては応益負担が原則とされ、その負担割合はサービスに要した費用の一割である。障害者総合支援法においては負担能力に応じた負担（応能負担）が原則となっている。なお、施設入所などにおける食費や居住費（滞在費）については、全額利用者負担となっている。

◎聾学校（ロウガッコウ）

聾者（強度の難聴者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「聾学校」の名称であることも多い。

◎ワンストップサービス（ワンストップサービス）

行政上の様々な手続きを、一度に行える仕組みのことを指す。2009（平成21）年11月と12月には全国の公共職業安定所（ハローワーク）において、職業紹介、住まいの情報提供、生活保護手続を行うことができる「ワンストップ・サービス・デイ」を実施した。



国産車から外車まで
オールメーカー対応



〒289-1512

山武市松尾町八田2399-7

TEL(0479)82-2236
FAX(0479)82-2246

あなたのお役に立ちます

《介護用品全般・車いす》

お気軽にご相談ください
《販売と修理》

（株）山石商会

山武郡横芝光町長倉1308

TEL(0479)82-2228
FAX(0479)82-8299

子育て日記

Vol. 15

シニアライフが広がるX②

九州旅行、前編

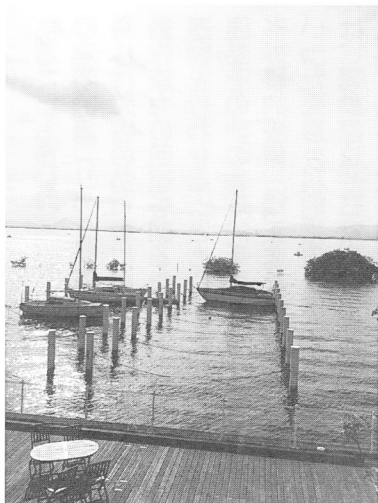
千葉市 豊崎 耕平

今回はゴールデンウィークに行った九州旅行のお話です。

自分がしている仕事は自動車の輸送関係の仕事をしている為、2月から4月までは1年の中で一番忙しい時期を迎えるのです。

仕事から帰って来るとは毎日夜中になり家族で過ごせる時間がとても少なくなり寝顔しか見れないし、夕飯を一緒に食べたりの時間がとても少なくなるのです。世のお父さん達はこう感じの方もとても多いと思いますが、自分にとって家族と過ごす時間が少なくなるという言葉のはかなり辛いのです。

だから今回の旅行はとても楽しみで仕方ありませんでした。



①海みたいな琵琶湖の朝焼け

今回は九州まで行きも帰りもフェリーを使う事にしました。前回九州に行った時も利用した阪九フェリー、お風呂は入れませんがバリアフリールームもトイレも付いていて船内もほとんど段差もなく自由に動き回る事が出来ます、もちろんエレベーター完備。
このフェリー、前回と同じ泉大津から乗ったかったのですが予約が取れず神戸↓新門司までの予約を取りました。



②これからこの船に乗ります

まずは神戸を目指し事になった訳ですが、せつかく車で行くのだから途中の滋賀の大津、琵琶湖の近くにいる友達に会いに行こうと言いつ事になり急いでホテルを探しましたがさすがゴールデンウィークごも見付らず、真純ちゃんやつと1部屋発見。でもこの部屋には条件があり宴会場をパティションで区切り水周り無し1部屋24畳と言っただけの広い部屋。と言っものでしたが車中泊より良いの予約する事にしました。
初の滋賀県に向けてスタート。予想はしていたも

の東名高速は海老名から先は真赤、やっぱりね。まずは海老名パーキングで朝食、超混んでるでも家族でいるからスゲー楽しい。色んなパーキングよりながら琵琶湖に着いたのが20時過ぎだった。車中バックミラーには3人の寝顔や楽しそうに話す声、しつこくは車中幼稚園の出来事を沢山話してくれたりそれに付いては「おみも何か一生懸命はなしている。どんな音楽聴いてるよりも心地良かった。」



③乗り降りしやすい場所に停車

渋滞も抜け夜の琵琶湖に到着、大津は温泉街でも雲囲いの良い所、静かで湖畔を浴衣で散歩している人達も沢山いた、湖と言ってもまるで海想像していた大きさは桁外れ、しつこく「ハバ海だよ」「本当に海みたいでした。
間違えて交差点を左折してしまっただ、目の前には路面電車、人生初の軌道敷内にビックリ。なんとかホテルに到着、琵琶湖の湖畔に建つ綺麗なホテル、まずは夕食、超豪華で美味しかった。
部屋はと言っつとやっぱりスゲー広い、子供達は大はしゃぎ、大きな窓があり琵琶湖を一瞥できる、あまりの広さでしつこくは走りの回りの景色はその

後を追いかけてスーパーハイハイ！
その日はお風呂に入っておやすみなさ〜い。



④入りやすかった

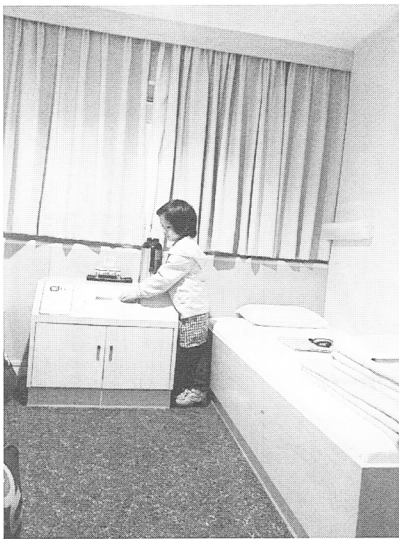
翌朝カーテンを開けると海みたいな琵琶湖、富津岬から対岸の神奈川見えるみたいな感じですね。皆で支度を済ませて朝食、このホテルはお料理がとっても美味しい。ホテルから友達の家までは近く、友達をピックアップして琵琶湖を横断できる橋に向かい対岸へ、ランチを済ませて友達とも別れ、いざ神戸六甲アイランドのフェリーターミナルへ、仕事で六甲アイランドに何度か手配した事はあるけど実際にくるのは始めて。神戸の町から六甲アイランドに渡る橋からこれから乗る船が見えた。港は連休中と言いつ事もありませんが、ターミナルへ到着し乗船手続きを済ませて車で待機、皆で大きな船だね、車椅子や車つきの乗船の場合、一般とは別レーンで待機して、係員の合図でいざ乗船、船体の側面から車両甲板に入り出入口の前で停車、九州に向け18時出港、新門司には翌朝8時に到着、船内はいたる所で宴会をしていて楽しそう、食事を済ませて船内を探検、真純ちゃんと子供達は展望大浴場へ、毎回思っただけ船旅最

高。部屋で水やお湯が使えたりするのはなんか不思議な感じだね。海は穏やかで船は揺れる事も無く翌朝新門司に定刻通りに入港。



⑤船室で休憩

船を降り北九州から佐世保、目指すはハウステンボス、もちろん高速は大渋滞、ハウステンボスが見えてきたころには14時を回っていて、駐車場に入るのに2時間待ちしかも入り口からかなり遠い駐車場：ハウステンボス断念。宿泊先の佐世保駅前に到着、部屋で休憩したあとここに来たからには「ちゃんぼん」「皿うどん」「佐世保パーカー」でしょ。



⑥いろんなボタンを押してみる

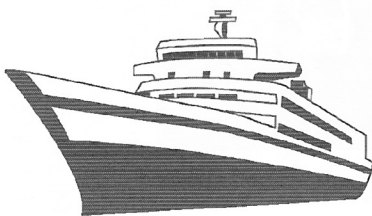
ホテルの人から美味しいお店の情報をゲット、佐世保港を散歩しながら食事に出かけた。家は旅行に出かけて泊まる時は東横インを利用する事が多い。ハートフルルームはAタイプかBタイプでどこに行っても同じ作り平置き駐車場もハートフルルームを予約すると優先的に使用できて綺麗だし、朝ご飯が出るし使いやすい、預損の僕でも介助はいるけどお風呂にも浸かれるし良い感じ。



⑦佐世保港散歩

さあ、明日は海ノ中道に住んでいる友達の実家へ遊びに行く、美味しい物も食べたし皆で明日に備えてお休み〜

次回について...



平成二十七年 身障者用車無料点検

平成二十七年五月十六日(土)
トヨタハートフルプラザ千葉

去る5月16日(土)にトヨタハートフルプラザ千葉にて身障者用車の手動装置等各種運転装置の無料点検を行いました。点検にはいつもお世話になっている株式会社ニッシン自動車工業様(埼玉県加須市)の全面協力と千葉トヨペット株式会社(千葉県千葉市)には場所を提供していただき実施することができました。

千葉県支部からは私を含め5名の支部役員が参加し、無料点検を受けに來られた方々に、ピアサポート活動と入会への勧誘活動を同時に行いました。当日はあいにくの雨だったこともあり、点検に來られる方があまり多くなかったため、ピアサポートや勧誘活動は数名に止まってしまいました。そんな中、千葉トヨペット様社員の車いすの方に、固定式車いすのタイヤを外さないという、独特な車椅子の積込みを見せてもらったり、私たちにも良い経験となりました。次回以降のピアサポートに生かせそうと非常にうれしい限りです。

私たち支部役員の中でニッシン自動車工業様製の手動装置等を使用している者は、点検をしてもらい、深井氏などはグリップを交換(有料)してもらい、非常にご満悦でした。

今回はニッシン自動車工業様の申し出により急遽実施することになり、会報等で事前告知できず支部会員の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、

支部のイベントとして来年度以降も1〜2年に1回程度実施したいと考えております。その際にはフジオート社製も一緒に点検出来るよう検討してまいります。



深井氏の手動装置のグリップ



千葉県支部役員でピアサポート



千葉県支部役員で勧誘



オートボックス(Aout Box)
AB2000
(右側展開タイプ・標準色)



千葉トヨペット様社員の方と



『 My Style 』

vol. 16

皆さま、こんにちは。まだ5月だというのに30度近い日があったりと、ちょっとしんどい今日この頃です。GWはどこかお出かけされましたか？これを読むのは6月下旬でしょうか。

ならばすでに今度は夏休みの計画を立てているのかも？お子さまのいらっしゃる方は張り切り時ですね！がんばってください(-)

わたくし個人のことといたしましては、実は大好きだった祖父が今月はじめに亡くなりました。

98歳でした。7日に告別式というスケジュールでGWは過ぎてゆき、今日コレを打っているのは5月14日。気持ちは落ち着いてきましたが、どうもまだ心に力が入りません。気分転換したいものの必要以上に外出したくなく、人に会いたくもなく……。やはり四十九日過ぎるまでは、なるべく静かにしていきたいと思います。大往生で喜ばしいくらいではありましたが、寂しいことには変わりはありませんね。

介護問題が始まってからは家の中がバツバツでした。祖父の家に泊まり込みになっていた母の苦勞に比べればわたしなんて……。ですが、自宅での仕事が今まで以上に増えてつい、無理な体勢をし、無理に力を使いすぎたせいか身体のあちこちを痛め、最近になって体調を一気に崩しました。

身体のメンテナンスは本当に大切です。気持ちが疲れると行くのも億劫になってしまい、2ヶ月ほどご無沙汰した治療院に早く行かねばと思っているところです。腕と首がかなりマズイです……

祖父は最後の1ヶ月こそベッドで寝たきりになっていましたが、大きな病気で苦しむことはなく、亡くなる3日前までワインを飲んでいたのです。1杯飲まなきゃ食べられないという祖父。それを考えると、本当に本当に幸せで美しい最後だったと感じます。わたしが祖父と一緒に飲んだのは3月3日が最後。外食好きでしたが外出が辛くなったと昨年から聞いており、それならばと車いすで入りにくい祖父の家に押し入りました。家族の協力が必要でしたが行ってよかったです。後悔しないですみました。

車いすになってから、葬儀に出席するという経験が実は初めてでした。へんな話ですが、利用した葬儀場はたぶん1つも段差なく車いす用お化粧室もあり、とてもスムーズな造りで本当に助かりました。

ここ最近たくさんの葬儀会社が出来ていますし、比較的新しい施設はきっとみんな車いすでも安心なのでしょうね。ご年配の方も多いでしょうからね。家族はもちろんのこと、大切な友人知人の最後のお別れという時に、車いすで入って行けない場所だと辛すぎます……。お墓に関してもそうですよね。

通路がコンクリートで舗装されている墓地ならばタイヤが土まみれになるなどのストレスがなく、1人でも行くことが出来ます。そんな、いつもは気にしない場所を今回はつくづくありがたいと実感しました。気持ちがぐったりしている時って、腕に力入らない(涙)

祖父が好んで飲んでいた白ワインを持ちこみ、最後口元に湿らせてあげることができ感無量(T-T)

家族葬だったからか、とても自由に思うようにやらせていただけました。わたしも冗談抜きで、大好きなワインを飲み続けられる身体を維持していくことが大きな目標です。ボケて人に迷惑かける前に死にたいとも、以前から思ってるくらいです。今回は楽しい話題でなくてごめんなさい。美しい死に方を考えた5月でした……。7月のランチ会では笑顔でお会いしましょう。 進藤加代子

HAPPY♥ランチ会のご案内

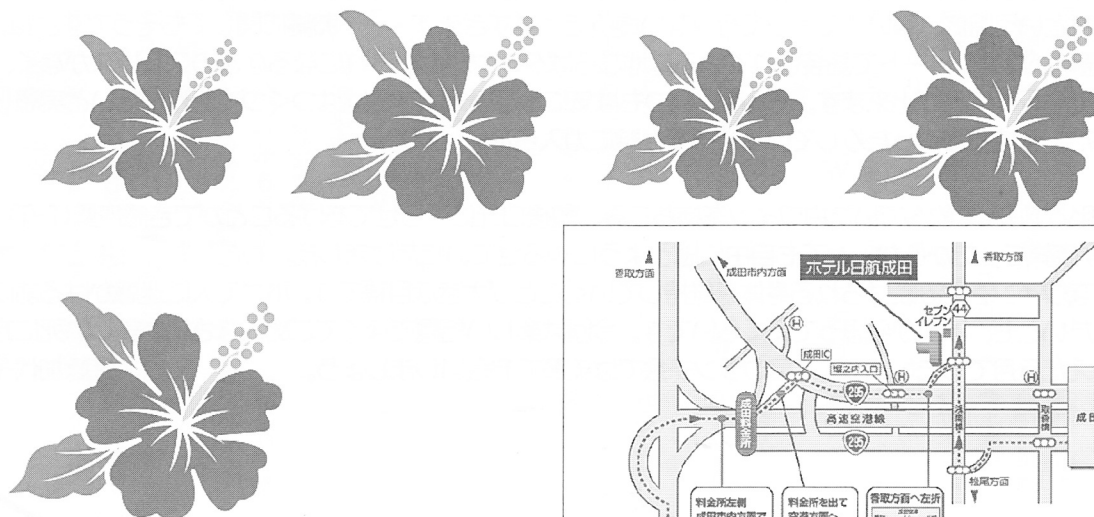
～笑飯（わらいめし）4～

日頃から千葉県支部の活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
HAPPY♥ランチ会～笑飯（わらいめし）～は、今年で4度目の開催となります。
毎年、会員さま同士の貴重なコミュニケーションの場としてとても好評です♪
夏の暑い時期ではございますが、是非皆さまお誘い合わせの上、ご参加くださいね。



- ◆日時 7月26日（日） AM 11:30 受付開始 12:00スタート
- ◆場所 ホテル日航成田 本館2F/中国料理「桃季」にてオーダーバイキング
〒286-0106 千葉県成田市取香 500 TEL: 0476-32-0032
- ◆会費 大人 1名 3000円 （小学生未満は無料）
☆アレルギーのある方は、お申込み時にご申告ください
- ◆駐車場 レストラン利用で6時間まで無料
☆車いすの方のみ15名くらいまで、ホテル玄関前に駐車OKと交渉済み。
- ◆車いす用トイレ 新館 1Fに1ヶ所
- ◆締め切り 7月20日
- ◆申込み先 事務局 飯岡まで（飯岡携帯 050-3634-7257）

Eメールアドレス si_jchiba.hide.iioaka@gmail.com



株式会社ミクニとの企業提携（子会社化：2014年4月1日）に関するお知らせ

弊社は、皆様のおかげをもちまして昨年、APドライブ誕生40周年を迎える事ができました。これまで永年のご協力に感謝し、この場をお借りして御礼申し上げます。

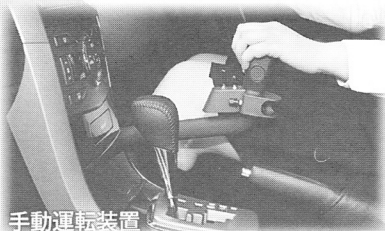
現下の事業環境は自動車の急速なハイテク化、グローバル化など決して楽観が許される状況ではありません。弊社も開発技術の更なる高度化、海外市場への対応力の強化など、急速な対応を図る必要性に迫られております。

これらの情勢を鑑み、弊社としましては自動車部品業界でグローバルに活躍し、福祉機器事業も展開している（株）ミクニと提携する事が最も良い選択肢だと判断しました。

今後、弊社内にて若干の体制・組織の変更などが行われますが、皆様におかれましては従来通り安心してお取引いただければ幸いです。



×



手動運転装置



介護リフト(浴室・寝室)



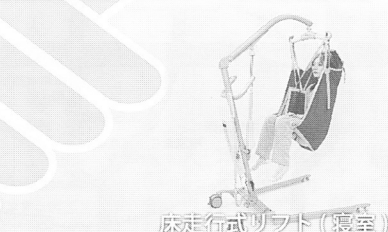
車イス収容装置



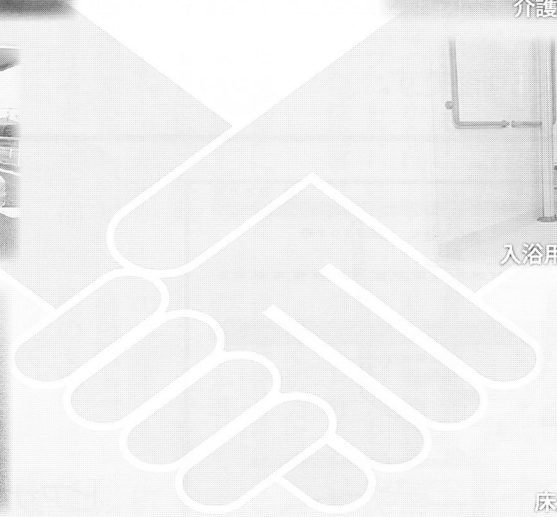
入浴用リフト専用キャリー



全自動リフト



床走行式リフト(寝室)



株式会社 ニッシン自動車工業 全国ネットワークでトータルにサポートいたします。

本社工場 〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1 Tel.0480-72-7221 Fax.0480-72-7223

NISSIN JIDOUSHA GROUP

ニッシン自動車

検索

発行人 東京都世田谷区砦6-26-21
 特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会
 編集人 佐倉市染井野5-42-7
 全国脊髄損傷者連合会千葉県支部
 頒価 二〇〇円